



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹
(コード番号 4848 東証第一部)
問い合わせ先 経理財務部長 朝 武 康 臣
電 話 番 号 03-4530-4830

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 10 日開催の当社取締役会において、取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的に、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成 29 年 3 月 24 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション制度の概要

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とするストックオプションを割り当てます。本株式報酬型ストックオプションについては、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会に付議いたします。

なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 96,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

960 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 4 年を経過した日より 30 年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要するものとする。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ③ その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は平成 29 年 3 月 24 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会終結の時以降、上記の新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社完全子会社の取締役及び監査役に対し 105,600 株相当及び当社完全子会社の従業員に対し 19,200 株相当を付与する予定であり、合計 220,800 株相当を将来、新株として発行

する可能性があります。この場合の発行済株式総数に対する希薄化率は0.57%です。

以 上